

事 務 連 絡

平成25年10月18日

各都道府県住民基本台帳担当課 様  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課

### DV等被害者支援措置における「加害者」の考え方について

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる措置」(以下、「支援措置」という。)については、住民基本台帳法をはじめ、関係省令及び通知等に基づき、各市区町村において対応いただいております。

具体的には、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下、「事務処理要領」という。)、住民基本台帳事務における支援措置申出書(平成24年9月26日総行住89号中別紙。以下、「申出書」という。)等により対応いただいておりますが、その中に「加害者」という記述があります。

この場合、特に申出書の「加害者」欄は、申出者が記載することとしており、その記載に当たっては、疎明資料等を求めることとしていません。したがって、保護命令決定を受けるなど、被害者と「加害者」の立場が明確である場合もありますが、申出者と「加害者欄に記載された者」の間の訴訟が係争中であり確定していない事例なども含まれています。

これは、措置の必要性を判断するために事実関係の確定等を待つこととした場合、その間に申出者の住所が探索されてしまう懸念もあることから、支援措置は、申出内容について、相談機関の意見なども聞きながら、必要性を判断するスキームとしているものです。

一般的には、「他人に危害や損害を加える人」という意味で、「被害者」の対義語として「加害者」という言葉が使われることがあります。支援措置においては、上記のとおりこれと全て一致するものではありませんので、窓口における「加害者欄に記載された者」等へ対応する場合や事務処理要領第6-10-1に基づき、庁内で必要な情報共有等を行う場合などご注意ください。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知くださるようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、あくまでも支援措置における「加害者」の考え方について周知するものであり、これまでの事務処理の手順、支援措置の必要性の判断を変更する旨の助言ではないことを念のため申し添えます。